## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官伊藤栄樹作成の控訴趣意書に記載してあるとおりであ り、これに対する答弁は、弁護人堀博一作成の答弁書に記載されたとおりであるか いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所は、つぎのとおり判断する。 論旨を要約すると、次のとおりである。すなわち、原判決は、昭和四八年三月一〇日付起訴状記載の訴因につき、被告人らが導火線に点火して投げつけた爆弾(以下「本件爆弾」という。)は、「本来は、導火線に点火することによつて爆発をき たすべき構造・性質のものであつて、」「北較的簡単な作業により、本来の機能を 発揮する爆弾になりうるもので、その危険性において完全な爆弾と区別すべき理由 はないから、」爆発物取締罰則(以下単に「罰則」という。)にいう爆発物にあた ると認定しながら、「導火線に欠陥があつたため、導火線に点火して投げつけると いう方法では、絶対的に爆発しないものであつたのであるから、」本件爆弾の導火 線に点火して投げつけたことを、本件爆弾を爆発すべき状態においたものとはいえ ないとして、罰則一条の爆発物使用罪の成立を否定し、同四条の共謀罪を適用する にとどめたのである。しかし、右の導火線の欠陥は、起爆装置の工作上の誤りから たまたま生じたものであり、本件爆弾の根本的構造・性質上の欠陥ではなく、本件 爆弾は、導火線に点火して投げつけるという方法によつて爆発を惹起しうる極めて 高度の危険性を有していたものと認められるから、これに点火して投げつけたとす る本件訴因については、本罰則の趣旨・目的にかんがみ、同罰則一条の爆発物使用 罪の成立を認めるのが相当である。原判決は、本件爆弾のもつ構造・性質及びその 導火線に点火して投げつける行為の危険性についての事実を誤認し、ひいては法律 の適用を誤つたものであり、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであると いうのである。

こ、 さころで、導火線を工業雷管に固定させる方法としては、通常、工業雷管の管体空間部に導火線の先端部分をさし込み、雷管ばさみ等の口締器で空間部をめ付けて装着する方法によるのであつて、一般に接着剤等は使用されないものでる(原審で取調べたA作成の昭和四五年一月一三日付鑑定書謄本(記録五九三円)、原審におけるBの証人尋問調書(記録八六〇丁)、当審で取調べたC作成の鑑定書を下して、有C作成の鑑定書によれば、導の先端部分に接着剤を塗布して工業雷管に固定させる場合は、接着剤をは火線の先端外皮にのみ塗布して、導火線の心薬である黒色火薬に接着剤が浸透して、導火線の上端部分の切断面に接着剤を塗布するなどして、導火線の心薬である黒色火線の先端部分の切断面に接着剤を塗布するなどして、導火線の心薬である黒色火線の先端部分の切断面に接着剤を塗布するなどして、導火線の心薬である黒色火線の先端部分の切断面に接着剤を塗布するなどしても燃焼が中断して立ち消えになり、工業雷管を起爆させることが不可能になることが認められる。

このように、導火線を工業雷管に接続する方法として接着剤を用いることは異例

のことであり、また接着剤を用いる場合には、導火線の心薬である黒色火薬に接着剤をしみ込ませないように特に注意しなければ、導火線の燃焼の中断を来たし、工業雷管を起爆させることができないのであるから、前記のような接着剤の使用方法によつて導火線を工業雷管に固定させた本件爆弾が、その導火線に点火しても爆発を起さなかつたことは、むしろ当然のことがらであつて、決して偶然とはいえないのである。

そして、本件爆弾は、前記のとおり、接着剤が導火線の心薬である黒色火薬に浸透したため、導火線に点火しても燃焼が中断し、これに接続した工業雷管を起爆させることができない構造のものであつた。すなわち、本件爆弾は、導火線に点火しても燃焼が中断して、これに接続した工業雷管を起爆させることができないという導火線として致命的な構造上の欠陥があつたため、導火線に点火して投てきするという方法によつて爆発を起こすことはなかつたものであり、その点火、投てきの方法、行為者、時及び場所のいかんを問わず、いわば絶対的に爆発する危険性のないものであつたことは、関係証拠に徴して明らかである。

したがつて、本件爆弾は導火線に点火して投げつけるという方法によつて爆発を 惹起しうる極めて高度の危険性を有していたものと認められるという所論は、事実 に反し、肯認することができない。

〈要旨〉三、ところで、本罰則一条にいう爆発物の「使用」とは、爆発可能性を有する物件を爆発すべき状態におくこく/要旨〉と、すなわちこれを言い換えれば、爆発物を爆発可能の状態におくことをいい、現実に爆発することを必要としない(大審院大正七年五月二四日判決、刑録二四輯六一三ページ参照)のであるが、本件爆弾は、前記のとおり、起爆装置の構造に欠陥があつたため、そのままでは導火線に点火して投てきしても、絶対に爆発を起こす危険性のないものであつたのであるから、被告人らが本件爆弾の導火線に点火して投てきした行為は、これを爆発可能の状態においたもの、すなわち「使用」したものということはできないのである(東京高等裁判所昭和二九年六月一六日判決、東京高裁判決時報五巻六号刑二三六ページ参照)。

っていた。 すなわち、本件爆弾は、その構成物の性質、構造により、潜在的には爆発可能性を有する物件であり、原判決も説示するように、導火線の瑕疵のある部分をとり除いたうえ、雷管ばさみ等の器具を用いて導火線を雷管に固定するという比較的簡単な補修を加えれば、導火線に点火して投てきする方法によつて爆発可能の状態におくことができるものであつて、右のような補修を施すことによりいわば潜在的な爆発可能性を顕在化させることができるのであるから、原判決が認定したとおり、本件爆弾は、本罰則一条にいう爆発物にあたると解することができるけれども、本件爆弾は、右のような補修を施さないかぎり、点火投てきの方法により爆発可能の状態におくことすなわち「使用」することはできないものであつたのである。

検察官は、本件爆弾は、導火線に点火して投げつけるという方法によつて爆発を 惹起しうる極めて高度の危険性を有していたと主張するけれども、それは本件爆弾 に、右のような補修を施してはじめて言えることであつて、そのような補修が加え られていない本件においては、検察官の右所論には、明らかに論理の飛躍があつて 是認することができない。

四、 また本件爆弾は、前記のとおり、そのままでは起爆装置の不全により、導火線に点火して投てきしても爆発を惹起する危険性のないものであつたのである。たとえ治安を妨げ、かつ人の身体、財産に危害を加える目的でこれを製造はまたそのような目的をもつて前掲起訴状記載の場所すなわち警視庁第八、第九機動隊正門前路上において、右正門に向けて、点火投てきしたとしても、このような観的な意図によつて物の客観的性質を左右することのできないことは当然である、最高裁判所昭和三一年六月二七日大法廷判決、最高刑集一〇巻六号九二一ペーで、最高裁判所昭和三一年六月二七日大法廷判決、最高刑集一〇巻六号九二一ペーで、最高裁判所昭和三一年六月二七日大法廷判決、最高刑集一〇巻六号九二一ペーで、最高裁判所昭和三一年六月二七日大法廷判決、最高刑集一〇巻六号九二一代で、最高裁判所昭和三一年六月二七日大法廷判決、最高刑集一〇巻六号九二一代で、ことは、ことが、ことで、ことで、これを爆発可能の代表と、これを場合と同視することが許されないことは、ことであることが許されないことは、ことであることが許されないことは、これであることが、

なお、検察官は、本件爆弾と同種類似の他の物件の爆発可能性について論じているけれども、ある物件が本罰則一条にいう「爆発物」にあたるかどうかについての判断は、前者は物の性質、能力についての判断であるのに対し、後者は行為の性質、能力についての判断であるのに対し、後者は行為の性質、能力についての判断であつて、判断の対象が異なり、また後者は、前者が肯定されてはじめて問題になることがらである。すなわち、ある物件が「爆発物」にあたるとされてはじめてある行為がその「使用」にあたるかどうかが問われるものであるから、両者は

いわば次元を異にする判断であるといわなければならない。そこで、まず両者は判断の対象が異なるということから、「本件爆弾と同種類似の他の物件の爆発可能性」という問題は、前者の判断の参考資料とはなり得ても、それが直ちに後者の判断資料とはなり得ないのである。

すなわち、後者の判断の参考資料になり得るものは、「本件行為と同種類似の他の方法による爆発可能性」の問題でなければならない。また、ある行為が爆発物の「使用」にあたるかどうかについての判断は、ある物件が「爆発物」にあたるかどうかについての判断とは異なり、前述のように爆発物にあたるとされた特定の物件を前提とした判断であるから、その判断に際して、同種類似の他の物件の爆発可能性について論ずることは無意味であつて、特段の意義を有しないといわなければならない。

したがつて、本件爆弾と同種類似の他の物件の爆発可能性を主張する検察官の所論は、本件爆弾が本罰則一条にいう爆発物にあたるかどうかという問題の判断資料とはなり得ても、本件被告人らの行為が、爆発物の「使用」にあたるとする論拠として主張するのは当を得ないものといわなければならない。

五、所論の引用する東京高等裁判所昭和四八年一〇月一一日第二刑事部判決 (東京高裁判決時報二四巻一〇号刑一五七ページ)は、物自体に根本的構造上の欠 陥がなく、操作をあやまるなどしないかぎり、爆発する相当高度の危険性をもつも のと認められ、爆発しなかつた原因は、設置の仕方か時限発火装置を作動させる方 法が適切でなかつたためではないかと思われる事案について、それが罰則一条にい う「爆発物」にあたるかどうかについての判断を示したものであつて、導火線の構 造に欠陥があつて、そのままでは点火投てきしても爆発を起こす可能性のない爆発 物について、これに点火して投てきした行為が、爆発物の「使用」にあたるかどう かが問題になっている本件とは、事案を異にするもので適切な判例とはいえない。

また、所論の引用する大審院大正七年五月二四日判決(刑録二四輯六一三ページ)は、投てきの方法によつて爆発すべき爆発物を投てきしたが、投てき力が弱かったため爆発しなかつたという事案についてのものであつて、事案を異にするもので本件に適切といえない。

大、なお、検察官が本件は可罰的な実行未遂に当たりいわゆる不能犯にはあたらない旨主張するので、この点について付言すると、不能犯の理論は、結果の経性があると、不能犯の理論は、結果の経性があるとれている犯罪について、行為に結果発生の危険性があるとび不能犯と犯罪が成立しない不能犯とのである。しかし、本罰則一条にいう爆発物の使用とは、前述とのようとするものである。しかし、本罰則一条にいう爆発物の使用とは、必必とない、現実に爆発することを必要よるい、現実に爆発することを必要よるのであるがある。そうだとすると、同条については、爆発物の使用が不能犯によるかぎり、そうだとは、右のようなその前提を欠当というべきであって、適当とはいえない。したがつて検察官の前記所論は失当というない。また所論引用の不能犯に関する判例は、いずれも本件と事案を異にするものであつて適切な判例とはいえない。

(3)の類型にあたるとする場合には、爆発物の爆発の可能性すなわち爆発の危険性の程度は多様であるから、被告人の行為が本条の「使用」にあたると解するに は、被告人に不当に過酷な責任を負わせる結果にならないよう十分慎重でなければならないと考える。また、本件のような事案について、同罰則一条の爆発物の使用 罪でなく、原判決のように同罰則四条の共謀罪を適用し、あるいは同罰則三条の爆 発物の所持罪を適用しても、法定刑はいずれも「三年以上十年以下の懲役又は禁 錮」であつて、相当に重く、具体的事案に応じた適切な量刑が十分可能であると考 えられる。

以上のような観点からしても、原判決の判断及び結論は、十分合理性の存するところであつて、同罰則一条の解釈上、「爆発物」にあたるかどうかとその「使用」にあたるかどうかの論点の差異を明確にしたものとして是認できる。

以上のほか、所論にかんがみさらに記録を精査しても、原判決に所論のよ 八、 うな事実誤認及び法律の適用を誤つた違法があるとは認めることができない。それ で論旨は、理由がない。

そこで本件控訴は理由がないから、刑訴法三九六条により、棄却することとし、 主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 浦辺衛 裁判官 環直彌 裁判官 内匠和彦)